

横浜コンベンション開催支援助成金交付要綱

制定 令和5年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「横浜コンベンション開催支援助成金」(以下、助成金という)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 経済波及効果が高いコンベンションを対象に、開催経費の一部助成を行うことで、主催者支援及び市内事業者のビジネス機会の創出、受注増加を促進する。

(助成対象)

第3条 この要綱における助成対象は横浜市内で開催されるコンベンションとし、別表に定める要件に合致する団体・機関とする。

2 助成対象となるコンベンションの開催期間は、公益財団法人横浜市観光協会理事長(以下、「理事長」という。)が各年度において定める。

(助成対象とならないコンベンション)

第4条 下記の事項に該当する場合は助成対象としない。

- (1) 宗教及び政治的活動を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 暴力団等に関係があるもの。

ア 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第76号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

- (4) 本助成金以外の補助金、助成金等を横浜市から受けている、又は受ける予定であるもの。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、第3条の規定により交付対象となる要件を満たすコンベンションの開催に伴う経費のうち、市内調達に係る経費とし、下記に該当するものとする。

- (1) 会場備品、機材費
- (2) 市内宿泊費
- (3) 横浜らしいギブアウェイ・ノベルティ購入・制作費
- (4) 貸し切りバス・タクシー手配費(主催者が直接手配するものに限る)
- (5) 第8条の2に規定する持続可能な調達に係る費用
- (6) アトラクション手配費
- (7) 屋外広告に関する費用(横浜市に支払う費用は除く)

2 前項に係る助成対象は、第3条の2において理事長が定める期間以降に発生した経費とする。

(助成金額等)

第6条 助成金額は、理事長が各年度において定める本助成金予算の範囲内とし、別表に定める上限額内において、

全額補助とする。但し、消費税、その他租税公課は対象外とする。

2 助成金額は、1,000 円単位とし、申請額に 1,000 円未満の端数があった場合は切り捨てる。

（申請者）

第 7 条 助成金の申請ができる者は、第 3 条の 1 で規定する団体・機関（以下、「申請者」という。）とする。

2 申請者が委託等を行う国内旅行会社や企画運営会社（PCO）は、申請手続きを代行できることとする。

3 申請者は、第 3 条の 2 において理事長が定める開催期間中、会期の異なる複数のコンベンションを主催する場合は、当該コンベンションごとに申請することができる。但し、助成金額の総額は 100 万円を超えないものとする。

（申請条件）

第 8 条 助成金の申請はコンベンションの開催に係る経費（会場費を除く）において、市内事業者より 3 社以上発注することを条件とする。なお、第 5 条にて定めた対象経費も含むことができる。

2 持続可能な調達に取り組むことを条件とする。なお、第 5 条にて定めた対象経費も含むことができる。

3 申請者は対象コンベンションの開催に当たりパンフレット、会場、ウェブサイト等参加者への案内表示として、次の表示を行うことを条件とする。

（1）「特別協力 公益財団法人横浜市観光協会」

（2）英語の場合は「Supported by Yokohama City Visitors Bureau」

4 申請者は対象コンベンションの開催に当たりウェブサイトを持有する場合には、当財団のリンク又はバナーをコンベンションウェブサイト内に掲載すること。

（申請）

第 9 条 申請者は、申請を行うコンベンションの会期初日の原則 1 箇月前までに、理事長宛てに『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 申請書（第 1 号様式）』を提出しなければならない。申請に際して、以下に定める書類等を添付する。

（1）会議等の全体概要が分かる書類

（2）会議等の収支予算書

（3）令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 発注先一覧（第 9 号様式）及び見積書

（4）団体の規約類及び役員名簿

（5）持続可能な調達に係る見積書

なお、（4）と見積書が同様である場合は添付省略をできる

（6）その他理事長が必要と認めるもの

（承認及び通知）

第 10 条 理事長は、第 9 条の規定による申請書を受理したときは、その内容及び提出書類を審査し、助成内容の適否、助成額及び付すべき条件を承認する。

2 助成内容適否検討の結果、適すると承認された対象コンベンションについては、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 交付承認通知書』（第 2 号様式）に助成予定額を記して申請者に提示する。

3 交付に適さないとされた対象コンベンションについては、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 交付不承認通知書』（第 3 号様式）を申請者に提示する。

（財団事業への協力）

第 11 条 承認通知をうけた申請者は対象コンベンションに関して財団より事業の協力の申し出があった場合は、協力を努めること。

2 横浜プロモーション動画の上映等に努めること。

3 申請者は対象コンベンションに関して財団より取材協力の申し出があった場合は、取材協力を努めること。

(申請事項の変更、中止)

第 12 条 申請者が、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 交付承認通知書』を受領後に申請内容を変更し、または対象となるコンベンションの開催を中止しようとするときは、すみやかに且つ開催日 1 週間前までに『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 事業変更・中止申請書』(第 4 号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の届出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 事業変更・中止承認通知書』(第 5 号様式)により、その取扱を申請者に通知する。

(実績報告)

第 13 条 申請者は、対象となるコンベンションの開催後、2 箇月以内又は、翌年度 4 月 15 日までのいずれか早い日に、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 終了報告書』(第 6 号様式。以下「報告書」という。)を、理事長宛てに提出しなければならない。

報告書の提出に際しては、以下に定める書類等を添付すること。

- (1) 開催報告書(会議報告書、当日プログラムなど当日の開催内容が分かるもの、当財団が支援したことが記載されている印刷物やウェブページ)
- (2) 収支決算書
- (3) 対象となる経費が支払われたことを証する書類
- (4) 申請時に令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 発注先一覧(第 9 号様式)の横浜市内企業発注先一覧に記載のある企業に経費が支払われたことを証する書類
- (5) 持続可能な調達を証する書類
- (6) 助成金利用に関するアンケート

(助成額の決定)

第 14 条 理事長は、第 13 条の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査し、『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 交付決定通知書』(第 7 号様式)に助成額を記して、申請者に提示するものとする。

2 助成額は『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 交付承認通知書』(第 2 号様式)で提示した助成予定額を超えて交付しない。

(助成額交付方法)

第 15 条 申請者は、第 14 条の助成額決定通知書を受領後、指定された助成額を記載した『令和 7 年度横浜コンベンション開催支援助成金 請求書』(第 8 号様式)に、必要事項を記載し理事長に提出すること。

2 理事長は、申請者からの請求書を受領し、記載内容を確認のうえ、指定された口座に助成金を振り込む。なお、振込口座は申請者ではなく主催団体のものを原則とする。

(助成金の取り消し等)

第 16 条 理事長は、第 10 条に定める承認通知を行った後に、申請事項等に虚偽の記載があったことが判明した場合、または申請者から助成金を辞退する旨の申し出があった場合は、当該交付承認の全部若しくは一部の取消しを行うことができる。

(助成金の返還)

第 17 条 理事長は、助成の決定を取消しまたは減額を行った場合において、既に交付した助成金があれば、その相当金額の返還を求めなければならない。

2 申請者は、理事長から返還の求めを受けた場合は、返還に応じなければならない。

(関係書類の保存)

第 18 条 申請者は、助成金利用に係る書類の写しを整備し、交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(調査、報告)

第 19 条 理事長はこの要綱に定める手続きの適正を期するため、必要があると認めた場合は、申請者に対して助成対象となるコンベンションの開催に関する状況を調査し、または報告を求めることができる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表：助成対象（第 3 条関係）

申請区分	対象コンベンション開催要件	上限額
国際コンベンション A (中・大型)	・主催者：国際機関・国際学術団体または国家機関・国内学術団体 ・参加者数：現地参加者 300 名以上、うち外国人参加者 50 名以上、3 か国以上（日本を含む） ・開催日数：1 日以上	100 万円
国際コンベンション B	・主催者：国際機関・国際学術団体または国家機関・国内学術団体 ・参加者数：現地参加者 50 名以上、3 か国以上（日本を含む） ・開催日数：1 日以上	50 万円
国内コンベンション	・主催者：国際機関・国際学術団体または国家機関・国内学術団体 ・参加者数：現地参加者 50 名以上 ・開催規模：全国規模のもの ・開催日数：連続する 2 日以上 ・以下①又は②に該当するもの ①開催会場が横浜市内の大学・研究機関であること ②実行委員会の役員が横浜市内の大学・研究機関・医療機関に所属していること	50 万円